

## 中世における京都から有馬温泉への路程

渡 邊 大 門

### 1. はじめに

筆者は前号において、『蔭涼軒日録』を素材とし、十五世紀半ば頃の有馬温泉の様相を検討した。<sup>(1)</sup>中世の有馬温泉に関しては、風早恂の献身的な努力によって、既に集成された史料集がある。<sup>(2)</sup>ところが、それら個々の史料は、まとまったものが少なく断片的であるためか、十分に生かされていないような印象を受ける。したがって、中世における有馬温泉研究は、さほど盛んとはいえなかったように感じる。しかし、北村註(1)論文に見られるように、近年活発化しているのは喜ばしいことである。

また、一方で西国とりわけ摂津国を中心とした、中世の交通史に関しても、それほど研究されていないような印象を受けざるを得ない。この件に関しても、史料的な制約というところに理由が集約されよう。恐らく、摂津国には中世を通して関所が存在し、宿の発達があったに違いないが、その具体的な姿を示す史料がほとんどない。近世のように史料が豊富になると別ではあるが、中世の交通史には明らかにされていない点が多々ある。

以上のような事情はあるものの、有馬温泉に関わる史料は、当時の交通事情をよく記録しており、大変興味深いものがある。断片的という制約があるものの、おおむね鎌倉期から織豊期にかけてほぼまんべんなく確認することができるのが特色である。そこで、本稿では中世(十二世紀末期～十六世紀末期)の記録類から、主に京都から有馬温泉までの路程について、検討を加えることとしたい。併せて、有馬温泉における武家・公家・僧侶の動きにも配慮したい。

なお、執筆に際しては、臼井註(1)①②論文を大いに参照したことをあらかじめ述べておきたい。

### 2. 鎌倉期の路程

この節では、鎌倉時代の路程を取り上げることとしたい。鎌倉時代に有馬温泉へたびたび赴いたのは、藤原定家である。定家は歌人として令名を馳せており、『新古今和歌集』の撰者の一人でもある。また自身が記した日記『明月記』は、当時の政治的・社会的状況を知るうえで、貴重な史料となっている。

そして、何よりも『明月記』には、有馬温泉の記事が極めて豊富であり、参考となる点が多々ある。加えて、『明月記』には、定家が有馬温泉に向かう路程を詳しく記している。例えば、定家が有馬温泉へ向かった記事では、『明月記』元久二年閏七月七日条のものがある。その日程と路程は、次のとおりである。

閏七月七日－未明に京都を出発。日の出頃に赤江で乗船し、神崎に到着し宿泊。

閏七月八日－夜明けとともに神崎を出発。午後一時頃に有馬温泉に到着。

この日程を見ると、二日間で京都から有馬温泉に到着したことがわかる。まず、赤江を出発

し、淀川を船で下ったことがうかがえる。<sup>(3)</sup>交通手段としては、後述するとおり西国街道を利用する手段もあったが、河川のほうが便利であったと考えられる。西国街道の京都から西宮までの区間は、山崎－芥川－郡山－瀬川－昆陽－西宮に宿が設けられていた。以降は、山口県の下関まで続く。

神崎は大阪市中央区に所在し、淀川の支流神崎川で水上交通の要衝として栄えた。通行する旅客を相手とした売春婦が数多く住み、娼家も軒を連ねていた。娼家が多いという点では、神崎の上流に位置する江口と並び称されている。<sup>(4)</sup>ただ、定家がこのときに、売春婦の相手をしたかどうかは不明である。

二日目は、神崎から陸路を利用して、有馬温泉に向かったのは疑いないところである。その間のルートは、残念ながら記されていない。神崎からは、恐らく有馬街道（有馬道）を利用したと考えられる。有馬街道は、神崎－伊丹－小浜（宝塚市）－生瀬（西宮市）－有馬温泉へと通じるルートである。小浜は近世になって、宿場町「小浜宿」として栄えたが、国府・総社が置かれるなど、古代から要衝の地であった。また、現在の兵庫県西宮市の六甲山地には、蓬莱峽と呼ばれる難所があり、旅人を悩ました。

定家は一週間滞在すると、帰路についた。帰りの路程は、次のとおりである。

閏七月十五日 未明に有馬温泉発。午後一時頃、神崎で乗船し江口に着。夜、今津で宿泊。

閏七月十六日 朝、今津発。午前八時頃、大渡着。午後一時頃、帰着。

夜も明けきらないうちに出発した定家は、午後一時頃に神崎で乗船し、江口で食事を摂った。神崎までの道のりは、いうまでもなく有馬街道を利用したことであろう。参考に『明月記』建仁三年六月十日条によると、定家は神崎で休息を取り、江口で宿泊することもあった。そして、この日は夜のうちに今津に到着し、そこで宿を取っている。

今津とは今津荘のことで、現在の大阪市鶴見区の寝屋川と第二寝屋川の間地点に位置していた。<sup>(5)</sup>神崎や江口からも近い場所にあった。大渡に関しては、今の大阪府大山崎町辺りに所在したと考えられ、記録類にもたびたびあらわれる。したがって、このルートを考慮すると、淀川を利用して、上流にさかのぼったと考えられる。

では、この記録に記されていなかったが、有馬温泉から神崎まで、定家はどのようなルートをたどったのであろうか。後になるが、『明月記』建暦二年正月二十九日条には、次のルートが記載されている。

有馬温泉－小林－昆陽野－神崎

このルートは、前述したとおり有馬街道を利用したものであり、同じ道をたどったと推測される。定家はこの日に有馬を出立したが、雨によって川の水が溢れていたという。小林は、今の兵庫県宝塚市に所在する地である。そこで食事を摂ると、武庫川を渡り昆陽野に至った。神崎に到着したのは、午後四時頃である。神崎を発つと、水田（吹田）へ向かい、そこを宿所としている。この頃、吹田は西園寺領になっていたらしい。後に、西園寺公経・実氏親子も有馬をたびたび訪れるが、吹田が気に入ったのか、後に別荘を造作しているのである。<sup>(6)</sup>

この吹田の別荘は、『明月記』に何度もあらわれるとおり、西園寺家が頻繁に利用するところとなった。そして、後嵯峨上皇も利用するところとなったことが、多くの記録で確認することができる。<sup>(7)</sup>また、吹田に有馬の湯を取り寄せたことも、以後の記録に見えるところである。

宝治元年（一二四七）二月、葉室定嗣は有馬へ下向するが、途中で吹田に宿泊し、取り寄せた有馬の湯を楽しんでいる。<sup>8)</sup>有馬へ行くことなく、有馬の湯を楽しんだのである。このように、京都から有馬の旅程は、吹田に西園寺氏の別荘が建築されることにより、ルートが変わったといってもよいのである。

吹田は以後、有馬までの中間地点として、重要な位置を占めるようになる。『明月記』寛喜三年九月十六日条によると、毎日有馬から吹田まで二百桶のお湯が運ばれたと記載されている。つまり、有馬まで行かなくとも、吹田の西園寺邸で十分に有馬の湯を楽しめたのである。以後、『明月記』には吹田の記事が頻出することになる。註（1）拙稿でも有馬の湯を京都に運んだ例を紹介したが、吹田までなら京都から距離が近く、まだお湯を運びやすかったと考えられる。

また、『明月記』寛喜元年八月二十五日条によると、西園寺公経は有馬の地に湯屋を造営していたことが知られる。西園寺家は、相当な財を成していたのであろう。九条教家は有馬に下向するのであるが、その際に西園寺家の湯屋を借りているのである。定家自身も有馬にたびたび赴いているが、西園寺家のように湯屋を構えた形跡は見えない。

では、神崎から乗船し、赤江に到着してからは、どのようなルートで帰路に着いたのであろうか。『明月記』建仁三年七月十一日条によると、赤江で船を降りると、そこからは輿に乗って鳥羽南門へ向かったと記されている。その前日には、江口の遊女三位宅に宿泊したことが記されており、定家も少々疲れていたのかもしれない。公家であるがゆえに、優雅な旅程であったと考えられよう。

それを裏付けるかのように、『明月記』承元二年十月十五日条には、景勝地を望みながらの帰路が描かれている。定家は武庫川を船で上って行くと、途中で賀茂社領大和荘などの風景を目の当たりにし、「勝景之地」であると絶賛している。また、箕面勝尾寺の鳥居や八幡山を望み、山崎で昼食を摂ったことが記されている。定家は歌人としても優れており、見るものすべてが歌の題材になりえたのであろう。

以上のとおり、鎌倉期には川を利用し、途中で宿に泊まる形態もあったが、吹田で西園寺家の別荘を借りることもあった。しかし、それは一部の有力な公家に限られていたようである。残念ながら、庶民の有馬への交通路は見出し得なかったが、おおむね公家らと同じであったと考えられる。

### 3. 南北朝・室町期の路程

南北朝になると、有馬温泉への旅程に止まらず、有馬温泉での様相についても、記述がより豊富になってゆく。まず、まず取り上げるのは、祇園社執行顕詮の有馬下向である。記事は、『祇園執行日記』建徳二年九月四日条～十月七日条までである。以下、日付のみを記すこととしたい。

顕詮が京都を出発したのは、九月二十日の午前八時頃であった。七人の従者に五人の労役夫、二人の力者を従えていた。労役夫のうち、三人は広峰（現在の兵庫県姫路市）から徴集した者であった。祇園社と広峰社とは、深い関係にあった。また、一人は正禪の下人、残りの一人は西大野から上洛したという。顕詮には、四条高倉からの力者二人が随行した。彼らに八百文を支払ったと記されているので、力者が顕詮の輿を担いでいたのであろう。従者のうち、千

松という人物のみ「鴛毛馬」に乗ったようである。他は、徒歩である。

ところで、顕詮は有馬行きのために、その費用を準備しなくてはならなかった。そのために、顕詮は費用の不足を補うべく、香などを質入しているのである。その額は二貫文になった。一貫文が現在の貨幣価値で約十万円といわれているので、約二十万円を用立てたことになる。費用負担の記述には、誠に興味深いものがある。いくら寺社の人間であっても湯治の費用は、自身で用立てなければならなかったのである。

一行が山崎（現在の京都府大山崎町）に到着したのは、昼頃であった。そして、約一二キロ離れた大田宿に到着し、北頬的屋という宿に泊まっている。大田宿は現在の大阪府茨木市に所在し、宿としての記録も多々見えるところである。有馬温泉への道中の宿泊としても、たびたび利用された。

翌日の午前八時頃、大田宿を出発すると、約一二キロ離れた瀬川宿（現在の大阪府箕面市）に到着した。瀬川宿も中世を通じて、宿として見える。ここで少し休憩し、昼食を摂ったようである。さらに、約一二キロ進んで、生瀬（現在の兵庫県西宮市）に到着した。一行が有馬温泉に到着したのは、午後六時頃であった。約十時間を歩き抜いたことになる。距離にして、約二七キロである。

一行は、薬師堂長老の計らいによって、温泉から約五〇メートル東のところに宿を取った。谷藤五郎屋という宿であったことが記されている。太子堂長老の書状を持参したとあるので、現在のように予約を取るのではなく、紹介状によって宿を確保したのであろう。時を同じくして、赤松則祐や亡くなった足利義詮の妻妾らが来ていたことが記されている。その日の夜は、一度お湯に入ったようである。しかし、この宿は手狭だったらしく、後に別の宿に移っている。

顕詮は、一日に二度から三度程度、風呂に入っていた様子をうかがうことができる。その間、酒を飲んだり、現地の観光も行っている。具体的には、薬師堂や女体権現へ参拝を行っていた。湯山縁起や地獄絵を閲覧することもあったが、薬師堂の法華経会などの宗教行事にも参加している。実のところ、顕詮の湯治は、一種の法会や修法のようなもので、二十七日をもって結願を迎えたという。

南北朝期には、多くの禅僧も有馬温泉を訪れている。義堂周信もその一人であった。足利義満の信任が厚く、南禅寺の住持を務めた義堂周信は、晩年に湯治を目的に有馬を訪れていたのである。以下、『空華日用工夫略集』康暦三年二月二十三日条から三月晦日条を対象に、義堂周信の足跡をたどってみたい。ちなみにこのとき、義堂周信は五十七才であり、没するのはこの七年後である。

当初、義堂周信は義満に対して、退寺して湯治に行くことの許可を求めた。退寺とは、文字通り寺務を退くということである。しかし、義満は湯治へ行くことを許可したが、退寺を許さなかった。当時、義堂周信は「老病」に侵されており、寺務を行うことが困難になっていたようである。とにかく湯治の許可を得た義堂周信は、二月二十七日に僧録春屋妙芭に有馬行きを報告し、有馬への旅路に出立するのである。有馬行きを報告するという事は、寺務に障りがないことも合わせて確認したと推測される。僧録は、禅僧の人事管理を職掌としており、こうした湯治などの旅程も確認していたのである。

翌二十八日、義堂周信は役僧に留守を任せると、数人の従者を引き連れて京都をあとにした。義堂周信は陸路を利用しており、途中で箕面や勝尾寺を通過したことが記録に見えてい

る。そして、生瀬に至っては、斯波義種らの一行が有馬温泉から戻る途中で出会っている。斯波義種は、幕府で侍所頭人を務め、また山城国・若狭国などの守護を務めた重鎮である。義堂周信は禅僧であったが、義満との関係が密であったため、互いを知っていた。ともに有馬街道を利用していただけ、途中で対面することになったのである。有馬街道が主要街道であったことをうかがわせる記述である。

有馬に到着してから、義堂周信は温泉を楽しんだようであるが、あまり詳しい記録が残っていない。滞在期間は、約一ヶ月程度であった。この滞在期間は、おおむね他の禅僧と同じである。京都に到着後、将軍や管領そして僧録にも、帰洛を報告しているのである。湯治は単なる個人の旅行ではなく、一種の公務であったことをうかがわせる。

余談になるが、『空華日用工夫略集』嘉慶二年二月三日条によると、義堂周信は相当体調を悪くしていたらしく、義満が医者を呼んでいるほどである。そして、有馬での湯治を希望し、『貞和集』の再編集を期していたのである。『貞和集』とは、義堂周信の手によって編集された詩偈集のことであり、後世も広く読まれている。この書にも、有馬温泉が深く関わっていたのである。

#### 4. 戦国期の路程

この節では、戦国期の路程を見ることにしたい。

文亀二年（一五〇二）九月には、前関白・太政大臣である近衛政家が有馬温泉に向かっていく。以下、『後法興院記』文亀二年九月二十四日条から十月二十日条の記事を参照する。記述は極めて簡略であるが、政家は九月二十四日の未明に出発し、有馬温泉を目指している。夕方には、瀬川宿に到着したと記されている。特に書かれていないが、陸路を利用し、途中で何度か休憩を取ったと推測される。翌日二十五日は、かなり早く出発したのか、朝八時頃には有馬温泉に到着したようである。

九月二十六日、飛鳥井雅俊から政家のもとに書状が届いた。内容は、雅俊が知行する本荘（現在の兵庫県三田市）が有馬温泉から約一二キロのところにあるので、下知をして米や鯛を送らせたということであった。本荘については不明な点も多いが、藍荘本荘ではないかと考えられている。このように、有馬温泉滞在中には、公家からの贈答もあったのである。滞在の期間、政家は薬師堂へ参り、また和歌を詠ずる日々を送った。十月八日には、連歌百韻も無事に終えている。

帰りの路程は、どうだったのであろうか。十月十日、午前六時頃に有馬温泉を出発し、帰路についた。午後四時には、瀬川宿に到着して休憩を取り、大田宿で宿泊した。翌十一日には、近江国で六角氏と守護代伊庭氏との合戦の報を耳にしている。そして、大田宿を発つと山崎宿で休憩を取り、午後四時頃には京都に到着した。後日、政家は留守中だったことを慮って、家僕や鷹司政平らを朝食に招いている。

この頃、湯山に関所が設けられた記録を確認することができる。興福寺大乘院尋尊は、永正二年（一五〇五）二月に有馬温泉に向かっており、その中の記録には次のような記事を確認できる。<sup>(9)</sup>

湯山ノ関、人別三文ツ、両一所、五文ツ、両所、興〔荷カ〕何十六文ツ、悉皆関三个所、

この史料からうかがえるように、関所は湯山をはじめ合計三ヶ所もあった。一つの関所では

一人当たり三文、また別のところでは一人当たり五文を要し、さらに輿に積んだ荷物にも十六文の負担があった。恐らくこの関所で徴収された金銭は、有馬郡主である有馬氏の貴重な収入となっていたのであろう。<sup>(10)</sup>そして、その事実を示すかのように、次のような史料を確認することができる。

(花押)

淡川<sup>(河)</sup>庄岩峯<sup>(石)</sup>寺々僧等、当郡中役所渡之事、毎度之儀、無相違、可有勘過、為<sup>(ママ)</sup>異事于他之儀候条、聊介在之者、可有御成敗之由、被仰出候也、仍状如件、

永正三

九月十日

<sup>(松原)</sup>秀貞 (花押)

高定 (花押)

三本松

湯山両関

役所中

舟坂両関

生瀬渡<sup>(11)</sup>

この史料は過所と呼ばれるもので、石峯寺々僧の関銭を免除したものである。『兵庫県史』の編者は、文書名を「赤松氏奉行衆連署過所写」としているが、当時赤松氏が有馬郡において何らかの支配を行ったとは考えにくい。奉行人の一人が有馬氏の配下にある松原氏であることから、「有馬氏奉行衆連署過所写」とするのが正しいと考えられる。つまり、有馬氏は関所支配を行っていたことになる。

地名について、確認しておこう。まず三本松であるが、残念ながら確認することができなかった。次の湯山とは、いうまでもなく有馬温泉のある地名である。船坂は現在の西宮市船坂町に相当し、ちょうど有馬街道沿いに面している。そして、生瀬は現在の西宮市生瀬町に該当し、古くから宿として栄えた町であった。この地は、有馬そして播磨・丹波へと向かう地であって、交通の要所とされている。つまり、生瀬－舟坂－湯山の順番で、関所が設けられていたのである。

引き続き関所が機能していたことは、次の史料にも見える。

湯治人数十七人、荷物壺荷在之事、上下□□無其煩、可有勘過状如件、

天文六

八月二十七日

<sup>(茨木)</sup>長隆

城州・摂州

諸役所中<sup>(12)</sup>

この史料は過所であり、山城国・摂津国の諸役所に対して、湯治に赴く十六人について関銭の免除を命じている。つまり、山城国から有馬温泉に向かうためには、いくつかの関所を通過しなくてはならなかったのである。城州とあることから、山城国にも多くの関所が設置されていたのであろう。ちなみに、茨木長隆は摂津国人であり、細川晴元のもとで三好氏と対抗した有力者であった。しかし、三好長慶が台頭すると、徐々に圧倒されるようになる。そして、天文十八年（一五四九）の江口合戦で晴元が長慶に敗北すると、ともに没落した。

このように戦国期になると、わずかではあるが関所に関する史料も見える。有馬への道のりは、武家や公家に限らず、商業者や庶民の往来もあったであろう。そのように考えると、有馬

郡を領した有馬氏は関銭の徴収によって、経済的な基盤を確立したと考えられるのである。

## 5. 織豊期の路程

この節では、織豊期の路程を見ることにしたい。

ここで取り上げるのは、前左大臣近衛信尹の事例である。近衛信尹とは、いかなる人物なのであろうか。いうまでもなく近衛家は摂関家であり、信尹は前久の嫡男として生まれた。公家としての活動よりも、茶道、歌道、和歌に通じ、本阿弥光悦や松花堂昭乗とともに、「寛永の三筆」として知られる。その筆致は潔く豪快で、力強い運筆であると評されている。三藐院とは、信尹の院号であり、彼の日記『三藐院記』はその院号にちなんで名付けられた。

以下、『三藐院記』文禄元年三月七日条から三月二十日条の記事を参照して、述べることにしたい。

三月七日、信尹は宇治五ヶ庄を出発し、伏見指月へと向かったとある。指月で舟を手配すると、岡屋喜左衛門のところへ突然立ち寄ったという。翌八日、指月から舟に乗ると、淀川を下って尼崎に到着した。その日は、尼崎で宿を取って、休んでいる。九日は、早朝から馬を借りて、陸路で有馬温泉を目指した。途中、小浜（兵庫県宝塚市）で馬を交換し、午後には有馬温泉に到着している。

到着後、信尹は有馬で歓待を受け、大いに喜んでいる。草餅や菓子などが信尹に贈られているのである。信尹は御所坊に宿泊する予定であったが、座敷の状態が悪かったので、宿を代えたようである。九日は「養生之タメ」に昼に一度、夜に一度温泉に浸かったことが記されている。旅の疲れを癒したのである。翌十日には、早朝から入浴し、合計三度も湯に浸かった。宿から大根と無塩鯛が運ばれ、お酒を飲んで雑談の後、さらに二度も入浴しているのである。

しかし、十一日はお腹の具合が悪かったようであるが、昼夜ともに入浴している。翌十二日になると、腹具合も良くなった。温泉の効能があったのかもしれない。ただ夜には熱が出たようで、夜の入浴は控えている。信尹はこのとき病気がちであったのか、十八日も熱のために粥を食している。

ところで、入浴の際には、その世話をする湯女と呼ばれる接客婦がいた。もともとは、客の体を洗うなどの業務を行っていたが、近世以降は私娼化したといわれている。信尹はその湯女に対し、たびたびお礼を振舞っている。湯女には、大湯女、小湯女という身分差があったらしい。信尹は二湯の大湯女に帯二筋と銭二〇疋を与え、同じく小湯女には帯一筋と銭一〇疋を与えている。

次に見るのは、関白豊臣秀次の事例である。秀次は豊臣秀吉の養子であり、後継者と目された人物である。しかし、秀吉と淀殿との間に実子秀頼の誕生後、その尋常ならざる振る舞いもあいまって、切腹を申し付けられている。以下、『鹿苑日録』文禄元年十月二十六日条から晦日条を参考に、確認することとしよう。

二十六日、秀次は有馬での湯治を決めると、鹿苑院僧録である有節瑞保に扈從を命じている。出発は二十八日に決まっておろし、秀次は一日遅れて二十九日に出発することになっていった。有節瑞保は、鹿苑院門前から総勢十六人で出発した。このうち、一人は東寺付近で帰り、山崎では二人帰ったという。このルートからして、西国街道を利用していたのは明らかである。この日、一行は瀬川宿に宿泊した。

翌二十九日、瀬川宿を出発した有節瑞保は、その日のうちに有馬についた。この日出発した秀次は、朝に本願寺光寿と茶を楽しむ優雅さであった。そして、秀次は二十九日中に池田で宿を取り、翌三十日に有馬に到着した。池田は、現在の大阪府池田市付近の場所である。ところで、秀次が京都から有馬にいたる路次は、きれいに掃き清められ、白砂が敷かれたという。これが事実であるか信じがたいが、一部の区間で行われたのであろう。

この秀次の有馬での湯治に関しては、いくつかの関連史料が残っている。それらを取り上げることしよう。

(豊臣秀次)  
 関白様御湯治之由、就夫為御音信、五種・御樽五荷被成後進上候、可然様御取成頼思召候、委細者□、恐惶敬白、

真木嶋玄蕃頭

(文禄元年)  
 十一月八日

昭光（花押）<sup>(13)</sup>

書状の差出人である真木嶋昭光は、將軍足利義昭の奉公衆であり、常に義昭と行動をともにした膝下の家臣である。周知のとおり義昭は信長に敗れ、後に出家して昌山道休と号した。出家後の義昭を庇護したのが、真木嶋昭光なのである。義昭は秀次の湯治を聞きつけ、五種と御樽を進上しているのである。樽は酒である。五種とは礼式用の料理のことで、青、黄、赤、白、黒の五色に見立てて、乾物の魚介五種を削って器に盛ったものである。普通は、鮑、鰹、鯛、蛸、海鼠の五種をいう。

また、同様に次のような史料がある。

(豊臣秀次)  
 為殿下御湯治御見廻、一筆令啓候、仍菓子一折、雖輕微之至候、進献之候、可然様於疲勞者、可為歓悦候、穴賢、

(文禄元年)  
 霜月九日

尊朝

前田主水殿<sup>(14)</sup>

この書状は、青蓮院尊朝親王が前田主水に送った書状である。前田主水については不詳であるが、秀次の近辺に仕えていたものであろう。この書状によると、義昭と同様に秀次の有馬湯治を耳にした尊朝が、菓子を一折贈っているのである。こうした秀次に対する贈答は、秀吉配下の武将にも広がった。

為湯治見舞、差越田中善左衛門尉、并湯帷五・鱈一折到来、懇志彼悦思食候也、

(文禄元年)  
 霜月十一日

(秀次朱印)

(継潤)  
 宮部中務法印<sup>(15)</sup>

宮部継潤は、秀次の湯治見舞として田中善左衛門尉を派遣し、湯帷などを贈っているのである。本史料は、秀次から継潤に対する礼状である。武将、公家そして僧らは、秀次の動向に配慮し、適切な措置を講じなければならなかったのである。贈答という行為には、必ず何らかの意味が含まれている。端的に言えば、有力者に物を贈ることによって、自らの立場を守る、あるいは地位を上昇させる効果を狙っていた。有馬温泉での湯治とは、単なる旅行ではなく極めて政治的な意味を持っていたと解される。したがって、公家、武家、僧侶とも、情報収集が欠かせなかったと考えられる。

## 6. むすびにかえて

以上のとおり、おおむね鎌倉期から織豊期にかけて、公家、僧侶や武士を中心にして京都か

ら有馬温泉への道のりを概観した。次に、改めて簡単にまとめておきたい。

鎌倉期以来、京都から有馬温泉への道のりは、西国街道を利用したルートと淀川を利用した河川ルートが存在した。後者に関しては、神崎から有馬街道によって、現地まで向かっている。京都から有馬までは、おおむね一泊二日の旅程が必要であり、途中で宿泊を必要とした。そのため、街道沿いの要所には、宿が発達していたのである。

一方で、吹田には西園寺氏が新邸を築き、そこに有馬温泉のお湯を運ぶこともあった。この新邸の造営により、わざわざ有馬温泉まで行かなくても、吹田でそのお湯を堪能できることになったのである。

南北朝期に至ると、宗教者の姿を見受けることができる。彼らもまた従者を率いていたが、多くは陸路を活用したと考えられる。彼らの有馬來訪は湯治が目的であったが、一種の願掛けのような様相も呈している。

戦国期になると、関所の存在が明らかとなり、過所と呼ばれる関銭の免除状を必要とした。恐らく、これ以前から関所の存在はあったのであろう。また、織豊期には秀次のような権力者が有馬を訪れるようになり、周囲は周到な準備や贈答の必要があった。贈答という行為には、何らかの見返りが期待されたことであろう。

中世における京都から有馬温泉への交通路は、陸路と河川によるものに大別される。しかし、その途中での宿の様子などの実態については、不明な点はまだ多いといえる。また、旅の形態や従者の役割などわからない点も数多く残されている。そのような疑問に関しては、今後の課題とすることとしたい。

## 註

- (1) 拙稿「『蔭涼軒日録』に見る有馬温泉と旅路」(『大阪観光大学観光学研究所報 観光&ツーリズム』一四号、二〇〇九)。前稿に参考文献を記したが、筆者の不明もあって、新たに次の論文を見出すことができた(縁起関係を除き、歴史関係に限った)。
  - ①白井信義「中世有馬の旅宿(歴史手帖)」(『日本歴史』三二五号、一九七五)。
  - ②白井信義「中世の有馬道と湯山の変遷」(『歴史地理』九二卷三・四号、一九七五)。
  - ③須藤宏「有馬温泉一湯・二湯と新湯-湯山遺跡で確認された湯屋遺構に関連して-」(日本温泉文化研究会編『温泉の文化誌論集【温泉学Ⅰ】』岩田書院、二〇〇七)。
  - ④北村彰裕「室町期有馬温泉の二湯兵衛について」(海老澤衷先生の還暦を祝う会編刊『懸桶抄 海老澤衷先生還暦記念論文集』、二〇〇八)。
  - ⑤北村彰裕「中世の有馬温泉と「湯治」」(日本温泉文化研究会編『湯治の文化誌 論集【温泉学Ⅱ】』岩田書院、二〇一〇)。
 なお、断片的であるとはいえ、有馬温泉に関する史料は、古代から近現代までが一貫として揃っている。いわゆる有馬温泉の通史というべきものの刊行が望まれるところである。
- (2) 風早恂編『有馬温泉史料』上・下(名著出版、一九八一)。当時、本史料は網羅的に有馬温泉関係史料を収集したことで高い評価を得たが、現在では追加すべき史料が少なからずある。続編が期待される場所である。
- (3) 『民経記』天福元年二月五日条には、利子内親王が入浴した際に「御船已著後赤江川原」とあり、同じ場所を示していると考えられる。
- (4) 滝川政次郎『遊行女婦・遊女・傀儡女』(至文堂、一九六五)、同『遊女の歴史』(至文堂、一九六五)、同『江口・神崎』(至文堂、一九七六)を参照。
- (5) 『民経記』嘉禄二年九月十五日条には、今津宿が摂津国にあったことを記している。
- (6) 『園太暦』観応元年十二月十九日条では、山城国大渡で佐々木導誉が戦った記事が見える。

- (7) 『明月記』寛喜二年二月二十八日条。なお、西園寺公経・実氏親子は吹田に滞在し、有馬温泉のお湯を運ばせることもあった。『明月記』寛喜三年九月十六日条などを参照。また、後嵯峨上皇も実氏の「吹田別業」をたびたび利用している（『岡屋関白記』建長三年閏九月十九日条）。しかし、鎌倉期以降については、吹田を活用した事例がほとんど見られなくなる。この事実は、武家勢力による荘園押領などと関わりがあるものと考えられる。
- (8) 『黄葉記』宝治元年二月十日条。
- (9) 『大乘院寺社雑事記』永正二年四月五日条。
- (10) 有馬氏の研究については、以下のものがある。
- ①今谷明「摂津における細川氏の守護領国」（同『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、一九八六）。初出は、『兵庫史学』六八号（一九七八）。
  - ②高田義久『有馬郡主赤松有馬氏年譜』（私刊、一九九七）。
  - ③家永遵嗣「『三魔』-足利義政初期における近臣の動向」（『日本歴史』六一六号、一九九九）。
  - ④小林基伸「有馬郡守護について」（『大手前大学人文科学部論集』二号、二〇〇一）。
- この中では、今谷論文①および高田著作②の研究を批判的に継承し論じた、小林論文④が最も内容的に優れている。ただし、有馬温泉研究の課題に即して言えば、①～④論文とも有馬氏と有馬温泉に関する部分が弱く、今後の課題といえよう。
- なお、関所に関する研究は、相田二郎『中世の関所』（吉川弘文館、一九八三）がもっとも包括的で詳しい。同書の初版は、畝傍書房から一九四三年に刊行された。
- (11) 永正三年九月十日有馬氏奉行人連署過所写（「石峯寺文書」四一号『兵庫県史』史料編中世二）。
  - (12) 天文六年八月二十七日茨木長隆過所写（「集古文書」風早註（2）著作）。風早註（2）著作では、特に人名比定がなされていないが、当該期の政治的状況を考えると、茨木長隆に比定すべきであろうと思われる。
  - (13) （文禄元年）十一月八日真木嶋昭光書状（『鹿苑日録』文禄二年紙背文書）。
  - (14) （文禄元年）十一月九日青蓮院尊朝親王書状（「集古文書」風早註（2）著作）。
  - (15) （文禄元年）十一月十一日豊臣秀次朱印状（「宮部文書」風早註（2）著作）。

〔付記〕

本稿の脱稿後、北村彰裕氏が「中世における有馬温泉への道筋について」というタイトルで、二〇一〇年六月十二日（土）に開催された日本温泉文化研究会の第9回研究集会で発表されたことを知った（於・品川区立品川歴史館）。当日、筆者は他の研究会に参加しており、北村氏の報告を拝聴する機会を得なかったことを申し添えておきたい。